

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	帯水層の深さの確認	
根拠法令・条項	土壤汚染対策法第9条第2号 土壤汚染対策法施行規則第43条第1号ロ (第50項第2項において準用する場合を含む。)	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>○土壤汚染対策法（抜粋）                  （要措置区域内における土地の形質の変更の禁止）                  第9条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 （略）                  二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの                  三 （略）</p> <p>○土壤汚染対策法施行規則（抜粋）                  （要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外）                  第43条 法第9条第2号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 次のいずれにも該当しない行為                  イ （略）                  ロ 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。）がない旨の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上）であること。                  ハ （略）                  二～四 （略）                  （帯水層の深さに係る確認の申請）                  第44条 第43条第1号ロの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第12による申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 （略）                  3 第1項の申請があつたときは、同項第3号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第4号の観測の結果からみて前項第3号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第43条第1号ロの確認をするものとする。                  4・5 （略）                  （形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）                  第50条 法第12条第1項第2号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 （略）                  2 第44条の規定は、前項第1号ロの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定しない
	標準処理期間を設定できない理由	これまでに実績がなく、また現時点で申請の見込みがないことから設定しない。